

## ガーナ農村調査行4(調査員レポート)

著者	高根 務
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1997-03
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00008451">http://hdl.handle.net/2344/00008451</a>

## ガーナ農村調査行

4

## 高根 務

ガーナのココア生産農村の実態を伝えてきたこの報告も、本号が最後となる。今回は、ココア生産とジェンダーの関係について報告したい。ココア生産にともなう男女間格差については別稿で報告しているので\*、ここでは夫と妻の社会経済関係とココア生産との相互作用について見ていくことにする。

## 1 居住集団内部の構造

ココア生産とジェンダーの問題を考える際には、ガーナ農村部における個々の居住集団内部の経済関係（特に夫婦間の経済関係）を把握することが重要になる。農村経済の分析に際してしばしば暗黙の前提とされている、ひとつの世帯が経済的に強固なまとまりを形成して生産・消費・資金管理をおこなう、という事実がガーナ南部では観察されないからである。「同じ屋根の下に住む」単位としての居住集団は、必ずしも農業生産の単位やそこから得る資金を管理する単位、および消費活動の

単位とは一致しない。

いわゆる「同じ釜の飯を食う」意味での消費の単位は、居住集団と同一であることが多い。また、妻子の食費、子供の学費、衣類の購入費などは夫が負担すべきとされており、これらの消費生活の面でも夫婦は一定のまとまりを形成する。しかし、母系親族制度をとるアカン系の人々の間では、夫婦が別々のコンパウンドに居住する分離居住制を取るケースも少なくない。ただしこの場合でも、夫の食事を準備するのは妻の仕事であり、妻は毎食事を別のコンパウンドにいる夫のもとに届ける。彼らは、「同じ釜の飯」を食いつつ「別の屋根の下」に住むことになる。

このように、日常の消費生活の局面で夫婦は一定のまとまりを持っているが、生産活動およびそこから得る収入の管理については、夫婦それぞれが独立した単位を形成する場合はほとんどである。夫婦が二人とも土地を保有している場合、夫の土地と妻の土地は明確に区別され、土地が夫と妻の共有財産になっている事例は存在しない。そして、それぞれの保有地からの農業収入は、それぞれ個人の収入となり、それぞれが独立して管理する機会が多い。

夫婦間の社会経済関係をさらに複雑にしている

\* 高根務「輸作物生産と階層：ガーナのココア生産農村の事例から」（『アフリカ研究』第49号 1996年）。

のが、それぞれの圃場における両者の労働関係である。生産の基本的な単位は個人であるが、実際の農作業においては夫婦間での労働力の相互供与が頻繁に行なわれる(ただし互いの農地での作業を全く行なわない事例も存在する)。また、相手側の農地で労働供与を行なう事例でも、全ての労働を夫婦共同で行なうわけではない。男性農民は特定の農作業について妻の協力を得る傾向が強いのにに対し、女性農民は農作業全般に関して夫への依存度が高い。農作業における配偶者相互間の労働供給が重要であることは間違いないが、その重要度は作業内容や男女間で異なっているのである。

このように、ガーナ南部の農村地帯における夫婦間の経済関係には、生産活動とそこから得る収入の管理を基本的に個人単位とする「経済的他者」の状態と、消費や労働力の調達面で両者が密接に結び付く「経済共同体」の状態が並存している。

## 2 男性から女性への土地の移動

妻の側が独立した経済主体として農業生産を行おうとする場合、夫は妻にとって土地権利を取得するための重要な源のひとつであり、また農業労働力源でもある。一方夫にとっても、妻は重要な労働力源になっている。良好な夫婦関係が継続し、夫に対する貢献が認められると、将来妻は夫から土地を贈与あるいは貸与され、かつ夫の労働力の援助を得ながら独立した圃場を営むことができるようになる。また、夫の死亡に際して土地の権利を相続することもある。

しかしこのような夫から妻への一種の「報酬」を得られるかどうかは、夫の側にその意志があるかどうか、夫婦間の協力関係が良好であるかどうか、さらには夫の死後に夫の親族が妻の権利をどう評価するか、などに左右される。そのため農作

業における夫への協力が、必ずしも妻の独立した圃場経営につながらないことも珍しくない。例えば、夫が食糧作物生産を目的として妻に貸与した土地に、妻がココア樹を植栽していることがある。このようなケースには、夫が妻にココアを植栽するよう求めた場合と、妻が将来そのココア畑が夫から贈与されることを期待して独断で植栽した場合の両方がある。いずれの場合も、夫がそのココア農地の贈与を妻に約束したわけではなく、将来そのココア農地を妻が取得できるかどうかは保証されていない。夫からの土地権利の取得は、妻にとっては非常に不確実性の高いものになっているのである。

妻が土地の権利を取得する際の最も重要な源は夫であるが、女性が贈与・相続で土地を取得する際のもう一つ重要なルートに、父から娘への移譲がある。過去の研究では、土地譲渡のラインは父から息子へ、母から娘へのパターンが一般的とされてきた。しかし調査した3カ村での実態を見ると、父から子供に土地が譲渡される際には息子だけでなく娘にも土地が与えられることも珍しくなく、上記の夫から妻への土地譲渡とも合わせると、女性は土地の贈与相続に関して必ずしも除外されるとは限らないことがわかってきた。ただしその機会は男性よりも少なく、かつ譲渡される土地の面積も相対的に少ない。したがって土地保有者数や保有面積を男女別に比べた場合、男性の方がその数が大きい。

マイケル(Mikell)\*は1970年代初頭に行なった調査から、女性のココア農地は本人の死後に女性(娘・

\* Mikell, Gwendolyn, "Filiation, Economic Crisis, and the Status of Women in Rural Ghana," *Canadian Journal of African Studies*, Vol.18, No.1, 1984, pp.195-218.

姉妹)が相続せず、親族の中の男性が受け継ぐことになる傾向が強いと指摘している。この傾向に加え、男性のココア農地は父から息子へ、オジからオイへと「男性→男性」のラインを取って移譲されることから、ココア農地は次第に男性の手中に集中していったと論じている。しかし今回私が調査した3カ村では、土地移譲が「女性→男性」または「女性→女性」の経路を取る例は少なく、むしろ上述したような、夫から妻へ、父から娘へという「男性→女性」の移譲の方が多い。つまり、マイケルが指摘した女性農民から男性農民へのココア農地の集中とは逆のプロセス、すなわち、はじめは全て男性の手中にあった土地が、面積は小さいながらも、次第に女性農民にも分配されていくというプロセスが見られるのである。

マイケルの観察と筆者の調査した3カ村での実態が上記のように異なっている理由は、前者が土着民の住むココア生産地域であるのに対し、後者3カ村がいずれも移住村であることの違いに求めることができる。すなわち、もともとその地域に居住している土着民は、男女に関わらず伝統的首長から無償で土地権利を得ることができるため、女性農民でも土地権利の取得は容易である。しかし母系親族の紐帯とそれにもとづく相続制度が強いため、女性土地保有者の死後は親族内の有力な男性がその土地を親族の代表として相続する傾向が強い。一方移住村では、土地を最初に取得するのはほとんどが男性であり、彼らがココア農地の造成を行うに際しては、妻と子供の労働力が重要な貢献を果たし、出身地の親族はほとんどこれに貢献しない。したがって移住第一世代の土地保有者(男性)が土地を贈与・相続する相手には、移住地で長く同居し労働貢献もあった、妻や子供達が多選ばれることが多い。このような、ココア農地での実際の労働貢献の実態や、出身地に比べて親族

間の紐帯および母系相続の原理が薄い事実などが、移住村における男性から女性への土地譲渡を可能にしていると考えられる。

### 3 農業生産における妻の夫からの独立度

上述したように、夫婦が個別に圃場を持って独立した生産活動を行なっている場合でも、妻が持つ土地保有権や用益権は夫から得たものである場合が多い。このように妻が夫を通じてなんらかの土地権利を取得して農業生産を行なう場合に、妻が夫からどれだけ独立度を保って生産活動を行なっているかは、個々の事例によってかなり異なる。生産における妻の夫からの独立度を理解するためには、以下のように、妻の側が生産物と土地のそれぞれにどのような権利を有しているのかを基準に類型化することが有効である。権利の内容については、土地を自分で使用したり生産物を利用することのできる権利(アクセス権)と、土地の処分を決定したり生産物の用途を決定したりすることのできる権利(コントロール権)を区別した。これによって、土地や生産物に対する妻の権利が、単にそれらを使うことが許される限定的な権利なのか、あるいはそれらの処分を自由にできる最終的な決定権なのか、を判別することができる。

- (1) 生産物および土地の処分に関する決定権がある場合——妻は夫とは別の独立した土地を持ち、そこでの耕作物の用途および土地の処分等いつさいの決定権を有する。また、収穫物から得た収入も全て妻個人のものとなる。
- (2) 夫の土地の使用権と、そこでのココア生産に関する決定権がある場合——妻は夫の保有する圃場の一部を区切って、独立したココア畑を造成する。そこでの耕作に関する決定権、および収穫物(ココアも含む)の用途に関する

生産物と土地に対する妻の権利形態と夫からの独立度

	強 ← (夫からの独立度) → 弱				
	①	②	③	④	⑤
生産物を利用する権利	○	○	○	○	○
生産物の用途を決定する権利	○	○	△	△	×
土地を利用する権利	○	○	○	×	×
土地の処分を決定する権利	○	×	×	×	×

○ 権利有り △ 食糧作物に対してのみ権利有り × 権利なし

決定権は妻が有する。ただし土地の処分等に関しては、妻は決定権がない。

- (3) 夫の土地の使用権と、そこでの食糧作物生産に関する決定権がある場合——妻は夫の土地の一部を区切って貸与され、その土地を使って独立して食糧作物を耕作することが許される。ただし、貸与された土地を妻が勝手に処分することはできない。貸与された農地に作付けする食糧作物の選択やその処分方法、収益の用途などについては、妻自身が決定権を有する。ただしココアについてはそのような権利はない。
- (4) 食糧作物の収穫にのみ決定権がある場合——妻は独立した耕作地を割り当てられず、夫の農地での農作業を手伝う。しかし妻はその農地で生産された食糧作物を、夫の許可なく自由に収穫・売却してその収益を自分のものとする事ができる。ただし、ココアについては妻にそのような決定権はなく、土地に関する権利も全くない。
- (5) 生産物を利用する権利のみがある場合——妻は自分の耕作地を持たず、夫の農地で夫の指導のもとに農作業を手伝う。生産に関するさまざまな決定権は夫にあるが、妻は夫の畑からの収穫物を夫の許可のもとに販売したり、

その収益を夫から分与してもらうことはできない。妻は土地に関する権利は全くない。

これら(1)から(5)の形態を、生産物や土地の使用権利、およびその用途や処分に関する決定権が妻の側にあるかどうか、の観点から分類すると表のようになる。

### おわりに

本号まで4回にわたって、ガーナ南部のココア生産農村の実態を、現地調査の結果を同時進行で報告するかたちで掲載してきた。調査の過程で最も興味深かったのは、ココア生産に関連した土地制度、労働慣行、ジェンダー関係等の社会的諸側面が、伝統的な形態を強く残しつつも、状況の変化に柔軟に対応して常に変化しているという事実である。また、調査した3カ所のココア生産村が、地理的・歴史的な相違に基づく多様性を保持しつつも、基本的な部分ではかなりの同質性を共有していることがわかったことも、今回の調査の大きな成果であった。これらココア生産村における伝統的制度とその変化の問題、および異なる地域間の同質性と多様性の共存などを視野に入れて、より総体的にガーナのココア生産農村の理解を進めることが今後の筆者の課題である。

(たかね・つとむ/在ガーナ海外派遣員)